

国宝修理関係書類 (大正4～6年)

明治維新後、新政府は明治元年に太政官布告『神仏分離令』を発しました。

これ自体は決して仏教排斥を意図したものではありませんでしたが、これをきっかけとして廃仏毀釈運動とも呼ばれる民間の運動が起こります。

全国で寺院の破壊、神社地内の仏像や仏具の撤去が進み、伝来の仏像・仏具、古建築などの多くが散逸、破壊され、あるいは国外に流出しました。

明治30年、政府は『古社寺保存法』を制定して、寺社の建造物、宝物類の保護にあたりました。

佐賀県においても、古社寺保存法で指定された国宝のうち、

- ・木造四天王像（武雄市 広福護国禅寺）
- ・木造薬師如来坐像（玄海町 東光寺）
- ・木造阿弥陀如来坐像 木造阿弥陀如来坐像 木造阿薬師如来坐像（鹿島市 蓮蔵院）
- ・木造釈迦如来坐像 木造聖観音立像（吉野ヶ里町 東妙寺）
- ・木造円鑑禅師坐像（佐賀市 高城寺）

を大正4年度に国の補助事業で修理しています。

この修理は「美術院」が、武雄の広福護国禅寺の仮工場（工場主任・國米元俊）で、行いました。この修理は美術院初代院長新納忠三郎が修理監督しており、九州地方の国宝修理は、佐賀のほか、福岡、熊本でも大正4年に実施されています。

歴史的文書閲覧室が保存している『国宝修理関係書類』には、その際の国宝搬出申請、補助金管理方法、国宝修繕受負契約書、国宝修繕設計書等があり、その現状と破損状況と修理方法、費用が記載されています。

これら国宝は、昭和25年の『文化財保護法』により『重要文化財』に指定（昭和25年8月29日）されました。

佐賀縣佐賀郡春日村大字久池井

臨濟宗 高城寺

名称

数量 備考

本堂圓錘禪師坐像

巻紙

現状

坐像極彩色玉眼嵌入袈裟ヲ纏ヒ兩臂ヲ屈シ
膝上ニ安レ右手ヲ偏シ左手ヲ仰リ花乳ニ盤装ノ環ヲ
アテ前ニ裳ヲ長ク垂テハ曲糸ニ宛ル

損傷

惣身着色大剥落後頭部剃目、髭ヨリ胸ヲ貫シ
テ腹ニカケ儼ニ膝ノ剃目兩袖剃目四面裳三筋
剃目兩脇背面剃目損傷

曲糸ハ後ニ括方ナル作ナリ然レテ現在破損シテ
用クナセズ

修理

惣身着色ノ剥落ヲ防止シ剃目ノ損傷ヲ忠告
シ欠失ヲ補ヒ着色古色仕上ケヌヘシ

現在曲糸ハ破損シテ用クナサルヲ以テ新クニ曲糸
ヲ造リ黒漆塗リ古色仕上ケヌヘシ

曲糸ノ裏面ニ修儀銘銅札ヲ附シ補足ノ箇所ニ
補字ヲ刻スル

右ニ對シ修儀費金參百〇四圓貳拾錢也



国宝修繕仏像図解 (円鑑禅師坐像・高城寺)
赤は修繕箇所



円鑑禅師坐像
(国指定重要文化財・佐賀県立博物館寄託)